# ID:　3019

## 担当部署:　建設課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 土地の原状回復並びに建築物その他の工作物及び物件の移転及び除却の命令 | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 住宅地区改良法　第9条第4項 | | | |
| **法令番号** | | 昭和35年法律第84号 | | | |
| 【基準】  　法第9条第4項の規定による。  　(建築行為等の制限)  第9条  4　都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年4月30日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |